

食品産業特定技能協議会規約

平成 31 年 3 月 29 日

(令和 3 年 8 月 16 日一部改正)

運 営 委 員 会 決 定

(名称)

第 1 条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号）第 2 条第 1 項第 13 号及び第 2 項第 7 号の規定に基づき定める飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成 31 年 3 月 15 日付け農林水産省告示第 526 号）第 2 条に規定する「飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会」及び外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成 31 年 3 月 15 日付け農林水産省告示第 527 号）第 2 条に規定する「外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会」の名称は、食品産業特定技能協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第 2 条 協議会は、構成員が相互の連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図ることに加え、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに地方における人手不足の状況を把握し、必要な対応を協議し、措置を講ずることにより、飲食料品製造業分野及び外食業分野における特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に関する取組を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。

(活動内容)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知

- 二 特定技能外国人の受入れに係る人権上の問題等への対応
- 三 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
(特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力)
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 六 地域別の手不足の状況の把握・分析
- 七 前号を踏まえた特定技能外国人が大都市圏等へ集中することの回避に係る対応策の検討・調整(看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での新たな特定技能外国人の受入れの自粛要請、大都市圏の特定技能所属機関による地方に特定技能所属機関で就労している特定技能外国人の引抜き自粛要請等を含む。)
- 八 特定技能所属機関に対する会員であることの証明
- 九 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有・協議等

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 特定技能所属機関
 - 二 登録支援機関
 - 三 飲食料品製造業者団体
 - 四 外食業者団体
 - 五 食品産業に関係する団体(第三号及び第四号に掲げるものを除く。)
 - 六 法務省
 - 七 外務省
 - 八 厚生労働省
 - 九 警察庁
 - 十 農林水産省
 - 十一 学識経験者
 - 十二 その他協議会が必要と認める者
- 2 前項第一号に掲げる構成員は、特定技能雇用契約に係る届出書の写しを協議会に提出する(契約を変更した場合も同様とする。)
 - 3 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。
 - 4 農林水産省は構成員の名簿を農林水産省ホームページにおいて公表できるものとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、農林水産省大臣官房総括審議官とする。
- 3 会長は、協議会を代表し運営を統括する。
- 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。

(副会長)

第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(運営委員会)

第7条 協議会の円滑な業務執行を図るため、協議会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、第3条に掲げる活動及び運営上の重要事項（次条に掲げる部会で議決される事項を除く。）を議決する。
- 3 運営委員会は、原則として概ね3ヶ月に1回開催する。
- 4 運営委員会は、第4条第1項に掲げる者のうち、会長が指名する者をもって構成し、協議会が定める事項について審議し、及び決定する。
- 5 運営委員会は、会長が招集し、及びその議長となる。
- 6 運営委員会は、運営委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 運営委員会の議事は、運営委員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 会長は、必要に応じて、運営委員会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 9 やむを得ない理由のため、運営委員会の会議に出席できない運営委員は、あらかじめ書面で表決し、又は他の出席する運営委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第6項及び第7項の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。
- 10 会長は、運営委員会を招集する暇のない場合及び議事が軽易である場合は、運営委員会の会議に付議すべき事案を記載した書面を運営委員に回付し、その賛否を問うことにより運営委員会の会議に代えることができる。

(部会)

第8条 協議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、協議会の所掌事務のうち、同表の中欄に掲げるとおりとする。また、部会に部会長を置き、当該部会長は同表の右欄に掲げる者とする。

名称	所掌事務	部会長
飲食料品製造業 部会	1 第3条に規定する活動のうち、専ら飲食料品製造業に係る事項に関する各種活動 2 1の活動で得られた事実、決定事項についての協議会への上申	大臣官房新事業・食料産業部長
外食業部会	1 第3条に規定する活動のうち、専ら外食業に係る事項に関する各種活動 2 1の活動で得られた事実、決定事項についての協議会への上申	大臣官房審議官（兼輸出・国際局・新事業・食品産業）

- 2 前項の表に掲げる部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会長は当該部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 部会の議事は、部会の委員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。
- 7 運営委員会は、部会の議決をもって運営委員会の議決とすることができる。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するときなど運営委員会において審議すべきものであるときは、この限りではない。
- 8 部会の議決内容は、運営委員会に報告を行うこととする。

（分科会）

第9条 飲食料品製造業部会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置く。これらの分科会の所掌事務は、部会の所掌事務のうち、同表の中欄に掲げるとおりとする。また、分科会に分科会長を置き、当該分科会長は同表の右欄に掲げる者とする。

名称	所掌事務	分科会長
水産加工分科会	1 前条の表に規定する飲食料品製造業部会の活動のうち、水産加工業特有の事情を勘案した水産加工業から大都市にある他の飲食料品製造業への移動を防ぐための各種活動 2 1の活動で得られた事実に基づく、改善に関する飲食料品製造業部会への上申	水産庁漁政部長

- 2 前項の表に掲げる分科会に属すべき委員は、部会長が指名する。
- 3 分科会長は当該分科会の事務を掌理する。
- 4 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会

長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

- 5 分科会の議事は、分科会の委員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。
- 6 分科会は、部会長が認める場合には、分科会の議決をもって部会の議決とすることができる。
- 7 第1項に掲げる分科会の他、部会は必要に応じて分科会を置くことができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課、同省畜産局食肉鶏卵課及び水産庁漁政部加工流通課の協力を得て、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課が行う。

- 2 事務局は、概ね3ヶ月に1回書面又はメール等により、会員に対して協議会の運営に係る事項等を報告する。
- 3 飲食料品製造業部会の事務は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課が、外食業部会の事務は、同部外食・食文化課が、それぞれ行うこととする。
- 4 水産加工分科会の事務は、水産庁漁政部加工流通課が行う。

(議事の公開等)

第11条 会議は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨は、原則として公表する。

(規約の変更等)

第12条 本規約の変更は、運営委員会の議決により行うものとする。

- 2 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、運営委員会が定める。